

令和２年度
困難を有する子供・若者に対する
支援ネットワークの充実化に関する調査
(子ども・若者支援地域協議会の設置・運営に関する課題と取組)

報 告 書

令和３年３月
内閣府政策統括官(政策調整担当)

我が国において、若年無業やひきこもり、児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫など、子供や若者をめぐる状況が深刻なものとなっている状況を踏まえ、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

同法第 19 条第 1 項において、地方公共団体に対しては、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を設置することが努力義務とされています。

本報告書は、同協議会の設置や運営に関し、先進的な取組を実施している地域を中心にヒアリング調査を実施し、その結果を取りまとめたものです。ヒアリング対象とした地域において生じた課題やその解決方法、工夫、他の地域においても参考となるであろう事例や対応時のポイント等を紹介し、また、考察しています。

本報告書を取りまとめるに当たり、ヒアリング調査にご協力いただいた地方公共団体の御担当者、またヒアリング調査全般にわたりご協力いただいた田中成幸氏には、この場を借りて御礼申し上げます。

本報告書を、各地方公共団体における子ども・若者支援地域協議会の設置促進や子供・若者育成支援ネットワークの充実、発展に資するよう活用いただけると幸いです。

令和 3 年 3 月

内閣府政策統括官（政策調整担当）付青少年支援担当

— 目 次 —

第1章 調査の概要.....	1
1 調査の目的.....	2
2 調査の全体像.....	3
3 調査の実施内容.....	4
（1）調査方法.....	4
（2）調査対象とする地方公共団体.....	4
（3）調査協力者（有識者）.....	5
4 調査結果の概要.....	6
（1）第1回ヒアリング.....	6
（2）第2回ヒアリング.....	13
第2章 調査結果を踏まえた考察.....	21
1 ヒアリング調査結果を踏まえた子若協議会設置・ 運営等に係る地方公共団体からの指摘と課題.....	22
（1）子供・若者に対する支援ネットワークの現状.....	22
2 子若協議会を設置・運営していく上での課題.....	29
（1）国の取組上の課題及び今後のアクション.....	29
（2）都道府県設置の子若協議会における課題及び今後のアクション.....	32
（3）市区町村設置の子若協議会における課題及び今後のアクション.....	36
3 まとめ.....	39
第3章 資料編.....	43
1 子ども・若者育成支援推進法.....	44
2 子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針.....	46